注１～４　（略）	注１～４　（略）
５　平成33年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき所定単位数を算定する。	５　平成30年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の⑴から⑶までの場合に応じ、１日につき所定単位数を算定する。
⑴　注２に規定する指定共同生活援助事業所の場合	⑴　注２に規定する指定共同生活援助事業所の場合
㈠　区分６　440単位	㈠　区分６　444単位
㈡　区分５　394単位	㈡　区分５　398単位
㈢　区分４　361単位	㈢　区分４　365単位
⑵　注３に規定する指定共同生活援助事業所の場合	⑵　注３に規定する指定共同生活援助事業所の場合
㈠　区分６　389単位	㈠　区分６　393単位
㈡　区分５　343単位	㈡　区分５　347単位
㈢　区分４　311単位	㈢　区分４　314単位
⑶　注４に規定する指定共同生活援助事業所の場合	⑶　注４に規定する指定共同生活援助事業所の場合
㈠　区分６　356単位	㈠　区分６　360単位
㈡　区分５　310単位	㈡　区分５　313単位
㈢　区分４　278単位	㈢　区分４　281単位
６　（略）	６　（略）
７　（略）	７　共同生活援助サービス費（注５に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、⑶及び⑸に該当する場合にあっては、⑶に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、⑷及び⑸に該当する場合にあっては、⑷に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	⑵　指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95
㈠　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70	（新設）
㈡　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50	（新設）
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
８　指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。	（新設）
９　（略）	８　（略）
１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）	（新設）
イ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	
⑴　区分６　1,098単位	
⑵　区分５　982単位	
⑶　区分４　901単位	
⑷　区分３　717単位	